



琵琶湖流域(滋賀県)

琵琶湖流域下水道の整備促進

近畿の水がめ「琵琶湖」の水質改善を図ります。

背景

琵琶湖の水質は依然として環境基準を達成していません。

琵琶湖流域下水道は、近畿圏のうち1,400万人の貴重な「水がめ」である琵琶湖の水質保全のために着手し、平成14年度末の下水道普及率は72.6%まで向上しています。その結果、アオコや赤潮の発生頻度は少なくなったものの、依然として環境基準を下回るレベルまで改善されていません。

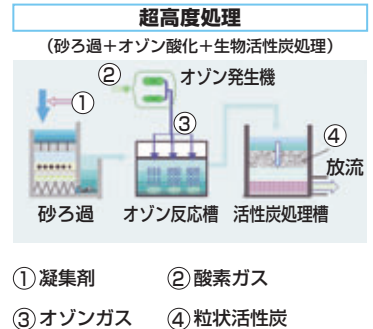
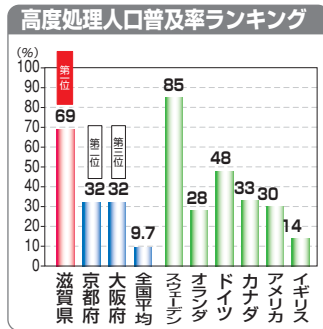
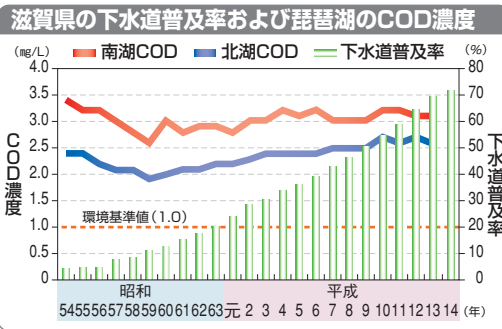
事業内容

超高度処理やノンポイント対策等の促進を支援します。

琵琶湖の環境基準達成のため、さらなる負荷の削減を目指して、超高度処理^{*1}の実験を継続実施するほか、非特定面源負荷対策(ノンポイント対策^{*2})として、平成15年度供用の草津地域に引き続き、栗東・守山地域への導入を検討し、汚水の流入増に対しては、高度処理の促進を引き続き図っていきます。

■平成16年度の主な事業箇所(いずれも滋賀県施工)

- 湖南中部浄化センターにおける高度処理施設の増設
- 東北部浄化センターにおける高度処理施設の増設
- 湖西浄化センターにおける高度処理施設の改築更新
- 栗東・守山地域における非特定面源負荷対策の検討



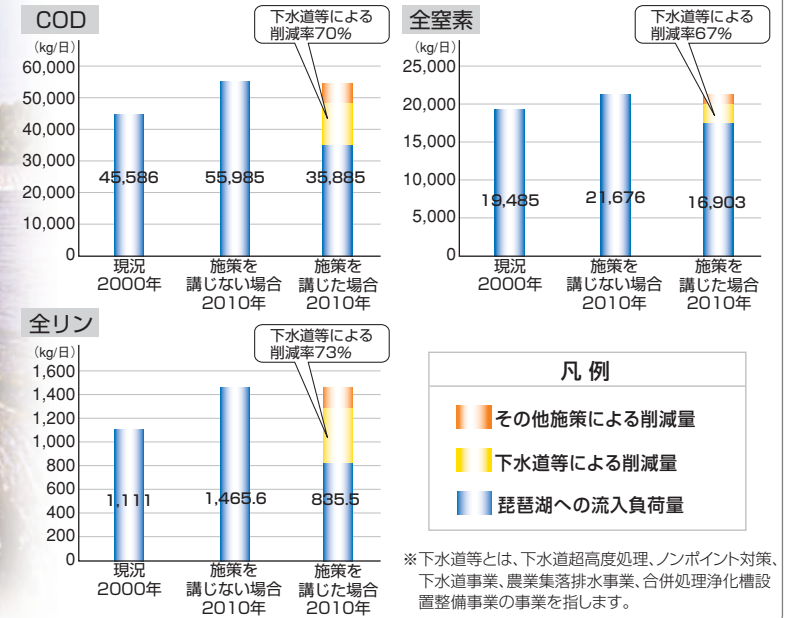
事業効果

1,400万人の生活や産業活動を支える貴重な水資源の保全が図れます。

超高度処理やノンポイント対策などの下水道施設を整備することにより、以下の効果が期待されます。

- 水質環境基準の達成
- アオコや赤潮の発生抑制
- 安心して飲める水の確保 等

水質保全に資する施策の効果



用語解説

*1 超高度処理とは、COD、窒素、リンを現行の高度処理のレベルを大きく超えるレベルで除去することを目的とした処理であり、現行の高度処理による放流水の水質においてCOD、全窒素、全リンの濃度を半分以下にしようとするものです。

*2 ノンポイント対策とは、流域から流出する汚濁源のうち、発生源の特定が困難な雨天時において山地・農地および市街地から流出する汚濁物質を削減するための対策です。